

・事前調査書面の発注者への説明

元請業者は発注者に対し、事前調査書面を交付して、事前調査結果を説明しなければなりません。説明は、解体等工事の開始まで（特定粉じん排出等作業が当該工事の開始の日から 14 日以内に行われる場合は、作業開始の 14 日前まで）に行う必要があります。

・事前調査書面の保存

発注者又は自主施工者は、3 年間の事前調査書面の保存義務があります。元請業者は、3 年間の事前調査書面（写）の保存義務があります。

・事前調査書面の閲覧

元請業者又は自主施工者は、周辺住民への建築物等の石綿（アスベスト）の使用状況の情報提供のため、解体等工事の終了まで事前調査書面の写しを現場事務所などで閲覧に供する義務があります